

令和7年8月7日

平素より大変お世話になっております。衆議院議員の村井英樹です。事業者の皆様向けの新たな対策が措置されましたので、お知らせ致します。是非ご活用下さい。

1. 【事業者向け設備導入応援補助金】（さいたま市）P2

～省人化・省力化・業務効率化設備の導入を支援。～

製造現場での自動化設備や、サービス業でのセルフオーダーシステムなど、省人化・省力化・業務効率化を実現する設備導入を補助（費用の 2/3、上限 1000 万円）。市内に事業所を有する中小企業等（個人事業主を含む）が対象です。申請受付は 8 月末頃を予定。

2. 【令和 6 年度 CO₂排出削減設備導入補助金【緊急対策枠】】（埼玉県）P3

～省エネ設備導入で人気の補助金。受付は先着順。～

埼玉県内で事業を行う法人・個人事業主が対象。エアコン・ボイラーの更新や、太陽光発電設備の新設など、省エネ設備の導入を補助（補助率 1/2、最大 500 万円）。

令和 6 年度の予算でしたが、まだ予算枠の残があり、現在も募集中です。電子申請システムにて受付予定。受付は先着順となります。

3. 【中小企業省力化投資補助金（カタログ型）】（経産省）P4

～前回より対象商品が充実。是非ご確認下さい！～

自動清掃ロボット、自動配膳ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、測量機、無人搬送車など、カタログに掲載された業界ごとの汎用製品の導入を 1/2 補助します。カタログは補助金 HP（https://shoryokuka.smrj.go.jp/product_catalog/）から確認いただけます。掲載製品は、随時追加予定で、前回案内時から多数追加されていますので、是非ご確認ください。補助上限額は、従業員数ごとに異なり、賃上げを行った場合、上乘せとなります。

- ・従業員数 5 名以下 200 万円（300 万円）
- ・従業員数 6～20 名 500 万円（750 万円）
- ・従業員数 21 名以上 1,000 万円（1,500 万円）

申請は随時受け付けております。

4. 【賃上げ等のための補助金】(厚生労働省)P 5

～多くの事業者にご活用頂いています！～

- ・ 事業場内最低賃金を引き上げるため、付加価値向上や生産性向上のための設備投資等を行った中小企業に、その費用の一部を助成。助成額は賃金の引上げ額と、対象人数によって上昇します。【業務改善助成金】
- ・ パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げや正社員化を支援します。中小企業も大企業も利用可能です。【キャリアアップ助成金】
- ・ 雇用管理改善につながる制度（賃金規定、諸手当、人事評価、職場活性化、健康づくり等）の導入や、雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に要した費用の一部を助成。【人材確保等支援助成金】

5. 【中小企業省力化投資補助金（一般型）】(経産省) P 4

～現場に即したオーダーメイド型の設備導入で、人手不足解消を目指す取組を支援～

工程の効率化を目指すため、現場の事情に応じて構築した設備・システムを導入する際、1/3～2/3を補助します（従業員の数に応じて上限750万円～1億円）。

例えば、製造業の現場で、最新のAI技術とカメラを組み合わせた自動検査装置を導入する際や、通販事業の現場で、倉庫管理・自動梱包システムをオーダーメイドで開発する際などにご利用いただけます。申請は8/4～8/29で受付予定となっています。

6. 【M&A 支援税制】(経産省) P 6 ～M&A に要した費用の損金算入～

中小企業・中堅企業によるM&Aを支援するため、準備金制度を拡充。従来制度では、中小企業がM&Aを行う際、そのために要した費用の70%を、その年の損金に算入でき、5年間の据え置き期間の後、その額の1/5ずつ5年間にわたり益金に参入するという仕組みでした（中堅企業は対象外）。これを拡充し、1回目のM&Aから5年以内に2回目のM&Aを実施する場合は、要した額の90%を損金算入でき、10年間の据置とし、さらに、3回目以降のM&Aを実施する場合は100%を損金算入できる仕組みとしました。中堅企業は1回目のM&Aは対象になりませんが、2回目以降のM&Aは対象となります。

7. 【ものづくり補助金】(経産省) P 7

～新しい製品・サービス開発を行い、付加価値を生み出す取組を支援～

革新的な新製品・新サービスの開発により高付加価値化を目指すため、新たな設備・システムを導入する際1/3～2/3を補助（従業員数に応じて上限750万円～2500万円）。

申請は、10/3～10/24で受付予定となっています。

8. 【IT 導入補助金】（経産省）P 8 ～ビジネスにおける IT ツールの導入を支援～

「勤怠管理ツール」や「会計・受発注・決済ツール」、「セキュリティソフト」など、ビジネスにおける IT ソフトを導入する際、1/2 を支援。また、インボイス対応のため会計・決済ツールとともに PC やタブレット、レジ・券売機を導入する場合、ハードツールも補助対象となります。申請は随時受付しています。

9. 【小規模事業者持続化補助金】（経産省）P 9 ～小規模事業者による販路開拓を支援～

小規模事業者の方が、新たな販路を開拓するため、新商品を開発したり、サービスを PR するためのリーフレットを作成したりする経費等を 2/3（上限 50 万円）補助。
申請は 10/3～11/28 で受付予定となっています。

何かございましたらお気軽に村井英樹事務所にご連絡下さい。迅速に対応させていただきます。

浦和区の方 （担当：相馬 090-1218-3091、尾崎 080-5378-9403）

緑区の方 （担当：石井 080-5505-1911）

見沼区の方 （担当：舟本 080-6888-2962）

岩槻区の方 （担当：相馬 090-1218-3091）

その他の地域の方（担当：二宮 090-8313-0955）

中小企業支援事業について

1. 事業名

事業者向け設備導入応援補助金

2. 制度の概要

国の重点支援地方交付金を活用し、中小企業者等を支援するため、省人化・省力化・業務効率化設備の導入・更新等に要する経費の一部を補助するものです。

3. 目的

事業者が省人化・省力化・業務効率化等を実現する設備を導入することで、エネルギー価格上昇に伴うコスト増加を抑制するとともに、労働環境の改善や収益確保による賃上げ可能な環境づくりをサポートします。

4. 補助対象

市内に事業所を有する中小企業等（個人事業主を含む）で、現場の省人化・省力化・業務効率化に資する設備及びシステム等を導入する者。

5. 補助内容

【補助金額】 232,000千円

【補助率】 2/3

【補助上限額】 10,000千円

6. 導入設備の具体例

- ・プログラム制御により高精度な加工ができる自動化設備
- ・タブレット端末等を活用したセルフオーダーシステム

7. スケジュール

令和7年8月～10月 申請受付

令和7年10月～ 補助金交付

令和6年度 埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金

【緊急対策枠】

募集継続

エネルギー価格の変動に対応する
中小企業等の体質改善・CO₂削減を応援します！

1. 受付方法等

申請受付期間	補助率	補助上限額	対象者決定方法
令和7年4月25日(金) ～ 予算に達するまで * 受付 9時～17時 土日祝日除く	1/2	500万円	原則、先着順 (「3. 申請にあたっての注意事項」参照)

※電子申請での受付となります。URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/r6co2hojo-kinkyutaisaku.html>

2. 対象事業

① 設備更新等

条件：15年以上使用している設備の**高効率設備***への更新に限る（照明設備は対象外）
*「高効率設備」：以下の3つのいずれかに該当する設備

1	省エネ法のトップランナー基準達成率100%以上の設備	高効率空調設備
2	経済産業省所管「省エネルギー投資促進支援事業『Ⅲ設備単位型』」の補助対象設備（HP参照） https://sii.or.jp/setsubi06r/search/ https://sii.or.jp/setsubi05r/search/	高効率ボイラー
3	1, 2以外の設備で一般的な設備と比べ10%以上の省エネ改善効果が認められるもの	太陽光発電設備 + 蓄電池

② 再エネ活用設備の導入

条件：再エネ活用設備のうち太陽光発電は蓄電池を併設すること（蓄電池のみの新規設置可）

3. 申請にあたっての注意事項

- ・受付は先着順です
- ・ただし、予算額を超えた日の申請は、その日の申請を対象に抽選で対象者及び補欠者を決定します
*「補欠者」は、補助の辞退等があった場合、繰り上がって補助対象となります
- ・一定数の補欠者が確保できない場合は、補欠者を補充するための受付を行う場合があります
- ・対象者は県内で事業を行う中小企業等です（詳細はHP参照）
- ・次の補助金の受給者は対象外です
 - ①令和4年度（4年8月募集開始分及び5年1月募集開始分）
 - ②令和5年度（5年7月募集開始分及び6年1月募集開始分）
 - ③令和7年度予算によるスマートCO₂排出削減設備導入補助金（受給予定者含む）
- ・同一の設備で、国等の補助金との併用はできません

令和6年度CO₂排出削減設備導入補助金事務局（委託先）
東武トップツアーズ（株） 電話：050-6893-6830（土日祝日を除く9時から17時まで）
【申請先】 ※電子申請での受付となります。下記HPでご案内中です

【問い合わせ先】 埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
電話 048-830-3021 E-mail a3030-27@pref.saitama.lg.jp
※情報は県HPで更新していきます。以下のURLをご確認ください。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/hojokin/r6co2hojo-kinkyutaisaku.html>



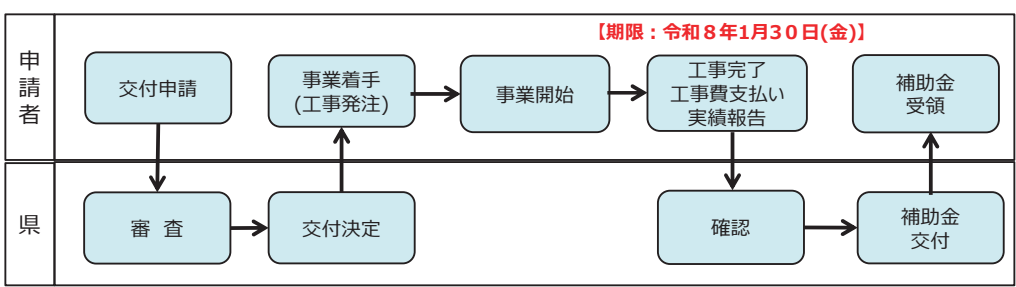
4. 対象経費

【補助対象経費】
設備費、工事費 ※補助対象経費の合計が**30万円以上の事業**が対象となります

【補助対象外経費】
能力の増強に係る経費、撤去費、移設費、処分費、通信費、光熱水費、旅費、消費税及び地方消費税 等

※設備更新前後で能力の増強は、原則として認められません
※既存設備の撤去に係る費用は補助対象外です

5. 事業フロー



6. 事業実施・実績報告に係る留意事項

- 補助金の交付決定前に**補助対象事業に着手（工事発注含む）してはならない**ものとします
- 実績報告書の提出期限は、**令和8年1月30日（金）**です
- 実績報告までに「埼玉県環境SDGs取組宣言企業」宣言書の提出が必要です
- 再エネ活用設備の導入者は災害時等に当該設備から創られるエネルギーを地域住民に提供するよう自治体等から要請があった場合には、可能な範囲でご協力願います
- 実績報告までに施工業者への支払いが必要です（原則、金融機関での振込）

7. 申請書提出にあたって

- 電子申請での受付となります
- 補助要綱、補助要領、Q&A、ホームページでの案内などを十分御理解の上、申請してください。
- 申請には、下記の申請書類の添付が必要となりますので、ご準備ください
※郵送・電子メール・FAX・持参での受付は行いません。詳細については、県ホームページをご確認ください

8. 申請書類

- 申請書
- CO₂削減量算定シート
- 見積書（2者以上）
- 導入機器のカタログ等（設備更新の場合は**高効率設備であることが確認できるもの**等）
- 図面（全体配置図）
- 登記事項証明書（個人事業主：営業届出済証明書 等）
- 法人県民税・法人事業税の滞納がないことの証明書
（個人事業主：個人県民税・個人事業税）
- 決算報告書の写し（損益計算書、貸借対照表、青色申告書 等）

※詳細は県ホームページをご確認ください



簡易で即効性のある 省力化投資に カタログ注文型

補助率
1/2
以下

補助上限額
最大
1,500万円

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。

「販売事業者」の
選択肢が広がり、
より使いやすくなりました!

補助対象
(カタログ掲載)
製品の
カテゴリ例▶

どんどん追加中!



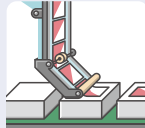
清掃ロボット



券売機



無人搬送車 (AGV・AMR)



オートラベラー



5輪制御マシニングセンタ



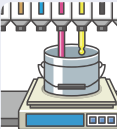
スチームコンベクションオーブン



配膳ロボット



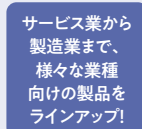
測量機



印刷用インキ自動計量装置



バランス装置



※一部の省力化製品は、置き換えても申請可能です。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金が
さらに活用しやすくなりました!

中小企業 省力化投資補助金

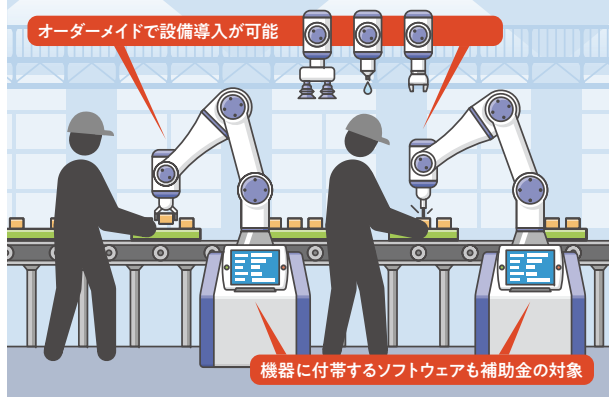
事業内容に合わせて多様な 設備やシステムが導入できる 一般型 NEW!

補助率※

中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3

補助上限額

最大 1億円



機器に付帯するソフトウェアも補助金の対象

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

例えば、
通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連
部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

カタログ注文型

随時申請
受付中

一般型

公募回制

補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。
カタログ注文型・一般型は、補助対象経費が異なれば併用可能です。

補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円
6~20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります
※上記①、②のいずれか一方で未達の場合、補助額の減額となります。

従業員数	補助率※	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2 小規模・再生 2/3	750万円	1,000万円
6~20名		1,500万円	2,000万円
21~50名		3,000万円	4,000万円
51~100名		5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

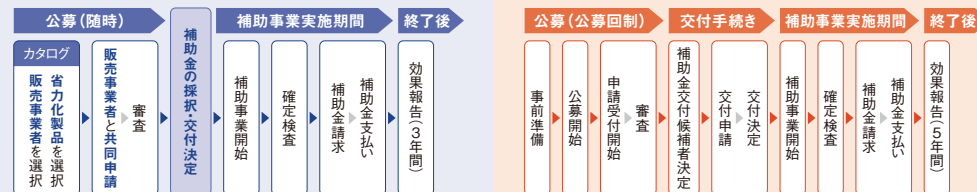
補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

①給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※最低賃金引き上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方で未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること
※小規模・再生事業者は除く。※補助金額1,500万円まで引き上げ対象となります。

申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから

中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで
あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル 0570-099-660

IP電話などからのお問い合わせ 03-4335-7595

● 受付時間：9:30~17:30/月曜~金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

カタログ注文型 省力化製品に関わる工業・製造事業者・販売事業者のみなさま

カタログ登録サポートセンター 03-6746-1530 でご相談受付中!



賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5人の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ＋設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ)＋設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合
(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算
(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例 中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合
※2 5%以上の賃上げ又は資格等手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げた場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

活用のポイント 職業訓練＋経費助成等(訓練終了後の賃上げ等加算)

- ・職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- ・10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・助成額は、訓練内容、企業規模により決定

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度等**(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例 複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円 (40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円 (20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)

活用のポイント 雇用管理改善の取り組み(賃上げ加算)

- ・雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- ・原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- ・助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- ・対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1)括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ・ハローワーク等を通じ、高齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)

- ・これら就職困難者等を就業経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- ・雇入れ支援コース:事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

- ・中途採用拡大コース:中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- ・在籍型志向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,635円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

✓ 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP
「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package.00007.html

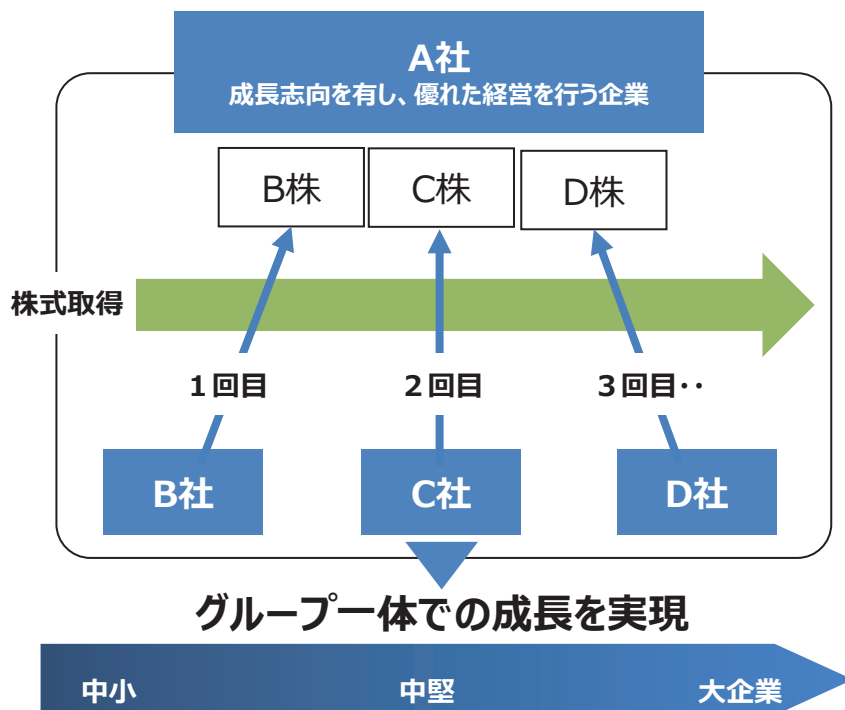


(R7.4)

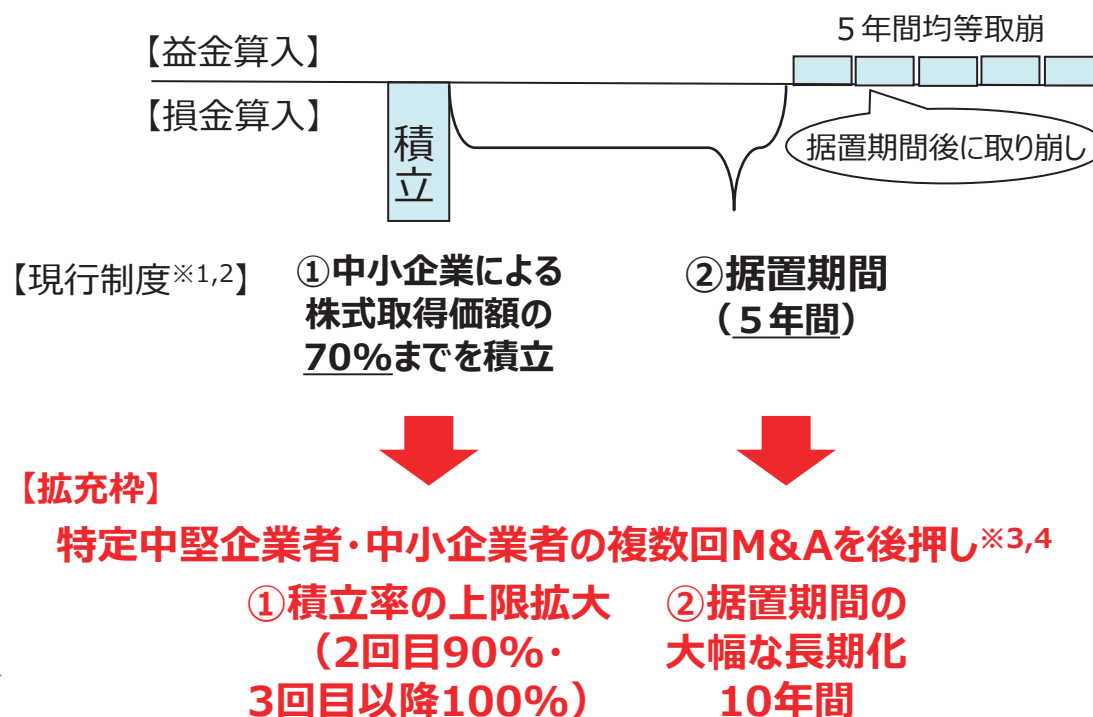
経営資源を集約化し賃上げに繋げるグループ化税制の創設 (中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長)

- 成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化を集中的に後押しする観点から、準備金制度を中堅企業も対象に、複数回のM&Aを行う場合の積立率をM&A2回目90%、3回目以降100%に拡大するとともに、据置期間10年に大幅長期化する新たな枠を創設。

<グループ化に向けた複数回のM&A>



中小企業事業再編投資損失準備金 (黒：現行制度、赤：新設枠)



【拡充枠】

特定中堅企業者・中小企業者の複数回M&Aを後押し※3,4

① 積立率の上限拡大
(2回目90%・
3回目以降100%)

② 据置期間の
大幅な長期化
10年間

- ※1 認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。
- ※2 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。
- ※3 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件。(拡充枠は過去5年以内にM&Aの実績が必要)
- ※4 中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能。

事業の詳細はこちら
(経済産業省HP)





中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた
新製品・新サービスの開発に必要な
設備投資等を支援します！

補助上限額
最大4,000万円

補助率
1/2～2/3

製品・サービス高付加価値化枠
製品・サービス開発の取組を支援



たとえば…
最新複合加工機を導入し、これまでではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

グローバル枠
海外需要開拓等の取組を支援



たとえば…
海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展



事業概要

予算額

令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数

基本要件

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、

① 付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加

② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が

事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は

給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加

③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準

④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）
の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。
※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	<共通>機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めません。	

大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、補助上限額を100～1,000万円上乘せします。

※大幅な賃上げ：(1)給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加(2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※各申請枠の補助上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者については適用不可。

※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務があります。

最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、補助率を2/3に引き上げます。

※最低賃金の引き上げに取り組む事業者：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者
※常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者については適用不可。

事業の流れ



お問い合わせはものづくり補助金事務局サポートセンターまで

受付時間 10:00～17:00（土日祝および12/29-1/3を除く）

電話 050-3821-7013

メール 公募要領について : kakunin@monohojo.info
電子申請システムについて : monodukuri-r1-denshi@ml.nsw.co.jp

本補助金の詳細は
事務局HPをご覧ください
<https://port.al.monodukuri-hojo.jp/otolawase.html>

ものづくり補助金
総合サイト



「IT導入補助金」でIT導入・DX（デジタルトランスフォーメーション） による生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援！
- インボイス対応に活用可能！安価なITツールの導入にも活用可能で、小規模事業者は最大4/5補助！
- 補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！

通常枠

- 生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

複数社連携IT導入枠

- 10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

インボイス枠 インボイス対応類型

- 令和5年10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- 小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- 取引関係における発注者（大企業を含む）が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

セキュリティ対策推進枠

- 独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊 サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

<活用イメージ・補助率等>（赤字は令和6年度補正予算での拡充点）

枠/類型	通常枠	複数社連携IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用イメージ	ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入	ITツール等を導入してインボイス制度に対応	発注者主導で取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費（保守サポートやマニュアル作成等の費用に加えて、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象化） 単独申請可能なツールの拡大			クラウド利用料（最大2年分）	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）（※1）
補助額	・ITツールの業務プロセスが1～3つまで：5万円～150万円 ・4つ以上：150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家経費：200万円	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円	～350万円	5万円～ 150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者（※2）：2/3	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4（小規模事業者：4/5） 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	大企業：1/2 中小企業：2/3	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

（※1）（独）情報処理推進機構（IPA）「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス。

（※2）3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員数の30%以上であることを示した事業者。

<補助金の活用例>

通常枠

- タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出社してから現場移動、帰社してから退勤が必要だったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、**残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ！**

インボイス枠

- インボイス発行の作業を効率化するため、「会計ツール」を導入。経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

<今後のスケジュール>

- 通常枠、インボイス枠（インボイス対応類型、電子取引類型）、複数社連携IT導入枠
第2次申請締切日 8月20日
第3次申請締切日 7月18日
第4次申請締切日 8月20日
第5次申請締切日 9月22日

サービス等生産性向上IT導入支援事業
事務局ポータルサイト応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和6年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（通常枠）」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50万円

(特例を活用した場合は最大250万円)

【補助率】

2 / 3

【第18回公募スケジュール】

公募要領公開：2025年6月30日（月）

申請受付開始：2025年10月3日（金）

申請受付締切：2025年11月28日（金）

【関連融資制度】

補助対象経費総額

自己負担

持続化補助金
補助率
2 / 3

補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度

「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」

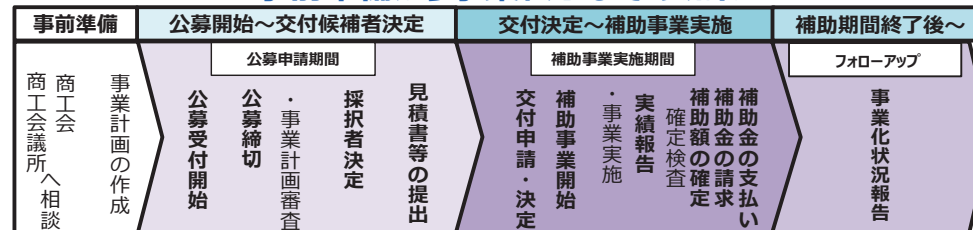
◎限度額：2,000万円

※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

例、最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等

詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

概要

補助率	2 / 3
補助上限	50万円
インボイス特例	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ
賃金引上げ特例	賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に150万円を上乗せ

【特例要件】

- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
- 賃金引上げ特例 ⇒ 事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

活用事例②

精密板金加工・プレス金型等の製作所が、県道沿いに看板を設置。具体的な製品を載せたことで、新規取引先の獲得に向けて高度な技術や専門性を効果的にPR。



